

公表監第4号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査、指定管理者監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

令和5年11月21日

西宮市監査委員	石原俊彦
同	佐竹令次
同	板戸史朗
同	中村衣里

付記

報告監第5号 令和5年度第2回 監査結果報告書

( 特定非営利活動法人 なごみ・特定非営利活動法人 三楽・

船坂小学校跡施設管理運営委員会 )

西宮市長 石 井 登志郎 様  
西宮市議会議長 山 田 ますと 様

本報告書は、西宮市監査基準に準拠して行った、令和5年度第2回目の監査の結果に関する報告です。地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査及び指定管理者監査を実施した部局等についての結果に関する報告を、同条第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定しましたので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、意見を添えてこれを市長及び議会に提出します。

なお、本監査における個別指摘事項について措置を講じられたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員宛に報告していただく必要があります。

令和5年11月20日

西宮市監査委員 石 原 俊 彦  
同 佐 竹 令 次  
同 板 戸 史 朗  
同 中 村 衣 里

# 目 次

## 財政援助団体監査結果報告（特定非営利活動法人 三楽・運営等事業費）

第1	監査の対象	18
第2	監査の期間及び方法等	18
第3	監査の結果	19
1	補助事業の概要	19
2	補助金の概要	19
3	事務処理等の状況	22
第4	要改善事項	27
1	財政援助団体	27
2	所管部局	28
第5	監査委員の意見	29
1	所管部局	29

## 凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりである。  
「0」「0.0」は、0又は単位未満のもの。  
「△」は、減少・低下。  
「-」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切り捨てている。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略している。

# 財政援助団体監査結果報告

(特定非営利活動法人 三楽・運営等事業費)

特定非営利活動法人三楽(以下「法人」という。)が交付を受けた、西宮市民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金及び西宮市民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金のうち、本監査結果報告では、西宮市民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金について、報告をするものである。

## 第1 監査の対象

法人が、西宮市民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金交付要綱(以下「運営等補助金要綱」という。)に基づいて交付を受けた次の補助金に係る出納その他の事務のうち、主として令和4年4月1日から5年3月31日までの期間に執行された事務を対象に監査を実施した。

監査の実施に際しては、事務の執行状況について、入手可能な直近の数値を用いるよう努めた。

補助金	西宮市民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金 アフタースクールにしのみや上ヶ原分 10,228,000円
所管部局	こども支援局 子育て支援部 育成センター課

## 第2 監査の期間及び方法等

令和5年8月14日から監査事務局職員による監査を開始し、監査委員による書面監査とともに同年10月13日にヒアリングを行い、その後、結果報告の審議を行った。

監査の実施にあたっては、対象事務について、財務監査及び行政監査の観点から合法性、合規性、経済性、効率性、有効性に着目し実施した。

### 第3 監査の結果

#### 1 補助事業の概要

##### (1) 法人の概要

法人は、保育が必要とされる家庭に対して、子育て相談及び学術・文化・芸術・スポーツの向上、インターネット等を通じた保育情報の提供、小学校児童の豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築くことによって、児童の心身の健やかな発展を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的として、平成24年5月14日に設立された。4年度現在、全国で放課後児童クラブを65施設、放課後子ども教室を11施設、合計76施設を運営している。

##### (2) 法人の選定方法

市は事業者の選定にあたり、公募を行い、応募のあった事業者に対し、西宮市放課後児童健全育成事業実施法人等審査会で審査を行った。2年度に審査を行った結果、上ヶ原の募集地域について、3年度から法人が補助対象事業者として事業を実施することとなった。

##### (3) 事業の背景

近年、共働き世帯の増加に伴い公設の留守家庭児童育成センター(以下「育成センター」という。)の利用申込者が増加していることから、今後定員を超えることが予測される地域を対象に、民設の放課後児童クラブを誘致することにより、育成センターにおける待機児童の解消や高学年の受入れを促進する必要があった。

#### 2 補助金の概要

##### (1) 補助の目的

西宮市内で児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設「西宮市民設放課後児童クラブ」の運営をするものに対し、本補助金を交付することにより、育成センターにおける待機児童の解消や

高学年の受入れを促進することを目的としている。

## (2) 補助の対象

本補助金は、運営等補助金要綱の別表第2に、基本運営補助事業、障害加配補助事業、賃貸料補助事業、送迎費補助事業、保育料減免補助事業、処遇改善臨時特例補助事業の補助基準額を定めている。

基本運営補助事業のうち、該当する児童数の区分により補助基準額が決定する基本運営補助額については、国の定める基準に市独自の補助金額を加算している。また、保育料及びその減免基準を市の育成センターと同一基準とするため、保育料減免補助事業についても市独自の補助メニューを定めている。

## (3) 補助金の算定

本補助金は、運営等補助金要綱で、構成する各補助事業で算定された金額をそれぞれ合計したものであるとしている。保育料減免補助事業の補助金の額は、徴収すべき保育料の金額から減免後の保育料の金額を差し引いた額としている。なお、各補助事業における補助金の額は、保育料減免補助事業及び処遇改善臨時特例補助事業を除き、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てることとしている。

## (4) 補助金の支出状況等

施設「アフタースクールにしのみや上ヶ原」の運営に対する4年度の補助金の支出状況及び補助金確定額の内訳は、以下のとおりである。

なお、法人において、障害加配補助事業の該当はない。

区 分	金 額
補助対象経費(交付申請時)	12,640,920
補助金交付決定額	10,739,200
補助対象経費(変更交付申請時)	12,692,760
補助金変更交付決定額	10,819,800
補助対象経費(実績報告時)	14,142,600

補助金交付済額(実績報告時)	10,763,200
<b>補助金確定額</b>	<b>10,228,000</b>
補助金返還額	535,200
利用児童数	14人

4年度補助金確定額の内訳 (単位：円)

区 分	金 額
基本運営補助事業(千円未満切捨)	6,159,000
基本運営補助額	5,467,500
開所日数加算額	342,000
長期休暇長時間加算額	349,530
賃貸料補助事業	3,036,000
送迎費補助事業	507,000
処遇改善臨時特例補助事業	330,000
保育料減免補助事業	196,000
<b>合 計</b>	<b>10,228,000</b>

(注)開所日数加算額は、年間250日を超えて開所する日数に対して加算を行い、また長期休暇長時間加算額は夏休み等の長期休暇や土曜日の1日8時間を超える開所時間について加算を行うものである。

(5) 補助事業の収支内訳

法人から5年4月10日付で提出された補助金実績報告書に添付の収支内訳書では、以下のとおり収入及び支出の内訳が報告されている。

4年度補助事業収支内訳書 (単位：円)

収 入	金 額
運営等事業費補助金	10,228,000
保育料	1,374,600
借入金収入	2,540,000
<b>合 計</b>	<b>14,142,600</b>

支 出	金 額
基本対象経費※	10,113,600
人件費	9,593,600
支援員等人件費	9,233,600
給料	8,336,465
諸手当	430,000

社会保険料	467,135
事務局人件費	240,000
福利厚生費	120,000
運営費	370,000
消耗品費	120,000
備品費	120,000
保険料	50,000
報償費	30,000
旅費	50,000
施設維持管理費	470,000
光熱水費	240,000
通信費	180,000
修繕料	50,000
その他費用	50,000
賃貸料(共益費を含む。)	3,036,000
送迎費	663,000
人件費	516,000
燃料費	72,000
その他	75,000
処遇改善臨時特例人件費	330,000
合 計※	14,142,600

※上記の収支内訳書は法人から報告されたとおりであるが、表示された内訳の数値を集計すると、支出の基本対象経費 10,113,600 円は 10,483,600 円、支出の合計額 14,142,600 円は 14,512,600 円となり、齟齬がみられる。

### 3 事務処理等の状況

補助金の交付に関する事務について関係書類を調査したところ、次のような事案が発見された。

#### (1) 財政援助団体

##### ア 補助事業の経理

運営等補助金要綱第 15 条では、補助事業者は、補助金の執行に係る児童の利用状況、放課後児童支援員等の勤務状況及び補助対象事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿、並びに収入及び支出を証する書類を、事業実施年度の翌年から 5 年間保管し、市長から提出要請があった場合は、ただちに提出しなければならないと定めている。しかしながら、法人が会計処理を代行させている税理士事務所では、法人全体の会計処理に係る資料や試算表は作成しているが、法人が運営する施設毎の経理簿や経理データ、会計伝票は作成していな

い。したがって、本市の補助事業の対象となる施設毎の出納関係帳票は整備されていなかった。

また、法人が提出した補助金実績報告書に添付されている収支内訳書には、人件費を除く運営費及び施設維持管理費は、実績額ではなく補助金交付申請時の予算額が記載されていた。

法人から提出された経理に係る資料から監査を行った結果、以下のような状況が見られた。

- ① 保育料収入について、通帳の写しで確認をしたが、口座振込分だけで保育料収入額全体は確認できなかった。
- ② 収支内訳書に記載の人件費について、支援員等の賃金台帳を集計した額と突合したところ一致しなかった。
- ③ 処遇改善臨時特例補助事業分について、実績報告書に添付されている賃金改善実績報告書の記載内容及び金額を賃金台帳に記録されている該当者及び金額と突合したところ一致しなかった。
- ④ 保険料、光熱水費、通信費について、施設の実績額で報告しているとのことであったが、提出された通帳の写しでは、対応する支出科目が不明確で、一致していないものが見られた。
- ⑤ 運営費のうち消耗品費、備品費、報償費、修繕費及びその他費用については、法人として要した経費を他市施設も含めた全体の施設数で除した金額を記載していると説明されており、収支内訳書には、本施設の経費が正確に算定されていなかった。
- ⑥ 小口現金について、現金出納帳で管理されていたが、収支内訳書に記載の経費との関係性が十分に確認できなかった。

以上のとおり、補助事業としての明確な経理や証憑となる書類の作成及び整理が行われておらず、所管部局が、実績額を十分に把握、確認せずに補助金の確定が行われていることが判明したため、法人から実績額を再報告するこ

とを求めた。

その後、法人から提出のあった訂正後の収支内訳書の主な内容は以下のとおりである。

4年度補助事業収支内訳書(訂正後)		(単位：円)
収 入		金 額
運営等事業費補助金		10,199,300
保育料		1,427,900
法人繰入金		3,842,473
合 計		15,469,673
支 出		金 額
基本対象経費		11,349,624
人件費		10,420,966
支援員等人件費		8,775,028
給料		7,263,598
諸手当		1,122,398
社会保険料		389,032
事務局人件費(社会保険料を含む)		1,645,938
運営費		200,107
消耗品費		79,297
保険料		120,810
施設維持管理費		372,651
光熱水費		254,295
通信費		118,356
その他費用		355,900
賃貸料(共益費を含む。)		3,036,000
送迎費		636,431
人件費		566,370
燃料費		70,061
処遇改善臨時特例人件費		447,618
合 計		15,469,673

訂正前の収支内訳書では、3名分の保育料24,600円がもれており、さらに1名分の減免すべきでない保育料を半額(28,700円)減免として計上していたため、保育料収入額の合計は53,300円増加し、1,427,900円に訂正されている。

その結果、保育料収入額の訂正に伴い、本補助金の保育料減免補助事業が28,700円の減となるため、補助金の確定額が10,199,300円に訂正となった。

所管部局は今後、実績報告書の訂正手続とともに補助金の返還を行うとのことである。

4年度補助金確定額の内訳(訂正後)		(単位：円)
区 分	金 額	
基本運営補助事業(千円未満切捨)	6,159,000	
基本運営補助額	5,467,500	
開所日数加算額	342,000	
長期休暇長時間加算額	349,530	
賃貸料補助事業	3,036,000	
送迎費補助事業	507,000	
処遇改善臨時特例補助事業	330,000	
保育料減免補助事業	167,300	
合 計	10,199,300	

## (2) 所管部局

### ア 運営等補助金要綱の改正手続

3年4月1日に国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」が改正され、補助基準額が増額されたことに伴い、市においても4年4月1日に運営等補助金要綱を改正して、新基準の補助基準額に対応すべきところであったが、所管部局は同日までに要綱改正の手続を行っていなかった。このため、4年4月1日の補助金交付申請時には、従来の補助基準額を基に交付決定を行っていた。その後、4年11月に運営等補助金要綱を改正し、新基準の補助基準額に基づき、同年12月28日に補助金交付変更申請を受け、5年1月13日に交付決定額の変更を行っている。

運営等補助金要綱改正の決裁処理は、4年11月18日に起案しているが、要綱の施行日と遡及適用日を区別することなく施行日を4年4月1日とし、施行日を遡る処理が行われていた。

また、4年10月1日付で、国の処遇改善臨時特例事業の取り扱いが変わったことにより、市の運営等補助金要綱を改正する必要性が生じたが、この改正手続

においても、4年11月25日に運営等補助金要綱改正の決裁を起案しているが、要綱の施行日を4年10月1日としており、施行日を遡る処理が行われていた。

#### イ 交付決定額の変更

所管部局は、4年12月28日に補助金変更申請書の提出を受け、5年1月13日に交付決定額の変更を行ったが、交付決定額の変更に伴う増額分について、全額ではなく0.3を乗じた額を交付し、留保された残額については、事業実績の確定時に交付するとしている。当初の申請時には全額を交付し、増額変更の場合にはその一部の交付を留保することは、単なる手続上の問題のみならず、事業者の資金繰りにも影響を与えることとなるが、これらの手続について、要綱等に規定はなく、根拠が明確ではない。変更後の交付決定通知書にその旨を記載しているが、個別の決裁手続により決定されていることから市が団体ごとに恣意的な取扱いをしているとの誤解を生じかねない。

#### ウ 補助金実績報告書の確認等

所管部局は、本補助事業に関して、法人に対し4年度は5年1月17日に書面指導監査、5年2月27日に実地指導監査を行っている。書面指導監査では、自己点検チェックシートの提出を求め、また、実地指導監査では、減免者を中心とした保育料の確認、職員の出勤簿、利用要件の確認書類、保育日誌、契約関係書類、施設現況の確認等を行ったところ、それぞれ特に是正、指導や改善を要する点はなく、良好に運営していると判断していた。

しかしながら、「(1) 財政援助団体 ア 補助事業の経理」に記載のとおり、法人は施設毎の出納関係帳票を整備しておらず、所管部局は、書面指導監査や実地指導監査において、こうした状況を把握していなかった。

また、補助金の実績報告書の審査の際には、収支内訳書に実績額でないと思われる科目が記載されていたが、収支の裏付けとなる資料の提出を求めることや、質問等による実績額の把握、確認を行わず、補助金額の確定を行っていた。

## エ 仕入控除税額の報告

補助金の交付決定通知には、交付条件として、法人はその消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、仕入税額控除報告書で市長に報告しなければならないこととしている。しかしながら法人は簡易課税のため報告は必要ないとしており、所管部局は、従来から当該報告書の提出を求めておらず、仕入控除税額の有無の確認もしていなかった。

## オ 公文書の作成や管理

運営等補助金要綱の改正をはじめ、本補助金の交付決定、実績報告書に基づく本補助金の確定、補助金の返還等の本補助金に関わる一連の決裁手続において、起案日や処理期限日の記載はあるものの、決裁日の記載がもれており、手続に係る意思決定の日が確認できなかった。

また、実績報告書に添付されている児童名簿について、法人から、修正された名簿の提出を受けていたが、決裁書類には当初の誤った名簿を添付し保管していた。

## 第4 要改善事項

以下の内容について、早急に措置を講じるように求める。

### 1 財政援助団体

#### (1) 適正な補助事業の経理

法人は、補助事業者として、運営等補助金要綱に従い、施設毎の出納関係帳票を早急に整備し、正確な数値の把握を適時行えるようにされたい。そして、それらの情報の裏付けとなる関係資料とともに市に報告できるように補助事業に関する経理事務の内容や体制について見直しを行われたい。併せて経理事務の管理や責任について経理規程に定めるなど、明確化されたい。

また、法人は、本監査の対象施設だけでなく、同様の運営等補助金要綱に基づ

き補助金の交付を受け、本市で運営している他の施設についても、補助金実績報告書の再点検を含めて見直しを行われたい。

## 2 所管部局

### (1) 適正な運営等補助金要綱の改正

本補助金は、国の制度に連動するものであり、国の制度が改正された際には速やかに運営等補助金要綱の改正手続を行う必要がある。そのため、所管部局は、計画的に事務を行い、改正要綱は、その決裁処理が完了したのちに施行しなければならないことを徹底されたい。

### (2) 適正な補助金の支払い

補助金の増額分の支払いについて、個別の決裁により一部の交付を留保し、事業の確定時に残額を交付することは、補助金制度における事務の公平性や透明性の点から適切ではない。個別の決裁手続で行うのではなく、運営等補助金要綱に具体的な内容と手続を記載するよう見直されたい。

### (3) 適正な補助金の執行確認及び法人の指導監督

本補助金は、補助基本額と補助対象経費の比較により、少ない方の額を補助金額とする補助メニューが多いことから、実績額の把握が不可欠である。補助金の実績報告書の確認や審査の際には、提出書類の有無や報告書類の表面上の数値の確認にとどまらず、その裏付けとなる資料を基に実績額を確認するように審査の方法を見直されたい。

また、今回の監査では、法人において、補助金の経理が適切に行われていないことが判明したことから、法人に交付した他の施設の補助金についても、収支の裏付け資料に基づく再点検を行われたい。

さらに、書面指導監査や実地指導監査の際には、補助事業の実績額の把握につなげるために、補助金の経理に関して確認すべき内容を整理したうえで、監査項目に追加するなど改善されたい。

#### (4) 仕入控除税額の確認

補助金は特定収入であるため、消費税を含む補助金の交付を受けた場合、本補助金は預かり消費税の対象とはならず、法人が仕入控除を受けた場合、自らが支払っていない消費税の仕入控除を受けたこととなり、当該仕入控除税額分の補助金を返還しなければならない。したがって、仕入控除を受けていない場合であっても、その状況が分かる資料を提出させて事実確認を行うよう改められたい。

#### (5) 適正な公文書の作成及び管理

決裁処理において、決裁日はいつの時点で意思決定が行われたかを示すものであることから、決裁日に記載もれがないように徹底されたい。

また、法人からの提出書類に訂正や再提出があった際には、その経過を把握したうえで適切に書類を整理し、保存されたい。

### 第5 監査委員の意見

#### 1 所管部局

今回の監査において、所管部局における補助金の実績報告書の確認や法人の指導監督について、十分に機能していなかったことが明らかになり、その改善を求めたところである。

しかし、所管部局は今回監査対象とした施設以外にも民間の施設に対し、多数の補助金の交付を行い、また、40を超える育成センターの指定管理業務の管理も行っている。これらのすべてを、これまでどおりの手法で適正に管理するには、マンパワーが不足していることも事実である。したがって、今後は、こども支援局だけではなく、同種の課題を抱える部署をはじめとして、庁内で課題を共有し、全庁を挙げて実施可能で有効な管理手法を検討されたい。